

## 会津若松市農業委員会会長交際費支出基準

(平成22年12月3日決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、会津若松市農業委員会会長の交際費（以下「会長交際費」という。）の支出について、一層の透明化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 会長交際費を支出する個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 会津若松市農業委員会と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 会津若松市の農業の進展に功績があったもの
- (3) その他会長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第3条 会長交際費は、前条に掲げるもののとの交際において、次に掲げる区分に基づいて支出することができる。

- (1) 会費 懇親会、祝賀会、式典等の参加等に係る経費
- (2) 弔費 葬儀、法要、供養等における香典、供物、供花等に係る経費
- (3) その他 その他会長が特に支出する必要があると認めた経費

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(基準の見直し)

第5条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、決裁の日から施行し、平成22年度分の会長交際費から適用する。

別表（第4条関係）

| 区 分 | 内容、対象者等                                   | 金 額                     |
|-----|-------------------------------------------|-------------------------|
| 会 費 | 懇親会、祝賀会、式典等への参加に要する経費                     | 1万円以内（会費が記載されている場合はその額） |
| 弔 費 | 農業委員及び配偶者並びに一親等までの親族並びに元農業委員              | 1万円以内                   |
|     | 国会議員、県議会議員、市議会議員及び配偶者並びに一親等までの親族並びに元市議会議員 |                         |
|     | 福島県農業会議、各市町村農業委員会会長及び配偶者並びに一親等までの親族       |                         |
|     | 上記のほか、会長が特に必要と認めた場合                       |                         |
| その他 | 会長等の交際のために交際費により対応することが適当と認められる経費         | 社会通念上妥当と認められる額          |